

●香川県告示第233号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成23年5月31日から同年6月21日まで一般の縦覧に供する。

平成23年5月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般県道）
- 2 路線名 室本流岡線（236号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
観音寺市高屋町字暮賀583番1地先 から 観音寺市高屋町字原ノ町403番3地 先まで	17.4~21.6	345	平成15年香川県告示第 645号で変更した区域

- 4 供用開始の期日 平成23年5月31日